

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名		農業協同組合法				法令番号		昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号	
手続名		農業経営規程の変更の承認				根拠条項		第 1 1 条の 5 1 第 3 項	
審 査 基 準	「農業協同組合及び農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」 (平成 2 3 年 2 月 2 8 日付け 2 2 経営第 6 3 7 4 号農林水産省経営局長通知)								
	1 農業経営規程の設定又は変更の承認を行う場合は、施行規則第 52 条に規定する記載事項が農業経営規程に記載されているか、農業経営が法第 11 条の 50 第 1 項各号のいずれの場合に該当するか、同条第 2 項の要件が担保されているか、同条第 3 項から第 9 項までに規定する手続を経ているか、慎重に審査するものとする。								
	2 法第 11 条の 50 第 1 項各号の場合は、次のとおりである。 (1) 同項第 1 号の場合により行うときは、対象とする農地等が組合の地区内であり、当該農地等について、現在、担い手が不足し、又は不足することが見込まれるため、農業上の利用が適切に図られていない状況にあり、又は図られなくなることが見込まれることから、組合が当該農地等を賃借し、自ら農業経営（当該農業経営において新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業を実施する場合を含む。）を行うことが組合員のニーズや地域の農業を維持する観点に照らして客観的に妥当であると認められる場合である。 (2) 同項第 2 号の場合により行うときは、組合が農家の再建・整理を図る際に転廃業農家の農業用施設を引き受けて農業経営を行う場合や、担い手育成のために農業用施設を利用して行う農業経営など施行規則第 51 条の 2 に定める場合である。								
	3 農業経営規程に記載された事業の実施区域が基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内にある場合において、農業経営規程の設定又は変更の承認をしようとするときは、法第 11 条の 51 第 5 項に基づき、例えば次のような配慮を行うものとする。 (1) 組合が地域計画の策定に参画する過程において周知・調整を行っているものと取り扱うこと (2) 組合員による組合の事業利用の妨げとならないように配慮されているものと取り扱うこと (3) 地域計画の達成に資すると考えられる各種支援施策の活用等の情報提供を行うこと								
	受付 機関		生産者支援課		処理 機関		生産者支援課		交付 機関

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名		農業協同組合法				法令番号		昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号				
手続名		農業経営規程の変更の承認				根拠条項		第 1 1 条の 5 1 第 3 項				
審査基準		4 上記 3 の場合において、必要があると認めるときは、法第 11 条の 51 第 5 項に基づき、例えば次のような事項の確認を行うため、市町村の意見を聴くものとする。 （１）地域計画における組合の位置付けが不明確なときに、当該地域計画と当該組合が行おうとしている農業経営との関わり （２）地域計画に農業を担う者として組合が記載されていないときに、当該組合が農業を担う者として今後記載される見込みや協議の状況 5 農業経営規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。 ※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第 12 条第 2 項に明記										
受付機関	生産者支援課		処理機関	生産者支援課		交付機関	生産者支援課		標準処理期間	3 0 日	目次	3 7
									標準経由期間	日	No.	